［略］	［略］	［略］	［略］
第三十三条の七第一項	［略］	及び住所	、住所及び本人確認番号
［略］	［略］	［略］	［略］
第三十三条の七第二項第一号	及び住所		、住所及び本人確認番号
［略］	［略］	［略］	［略］
第三十三条の八第一項第一号	及び住所		、住所及び本人確認番号
第三十三条の八第二項	［略］	及び住所	、住所及び本人確認番号
［略］	［略］	［略］	［略］
第三十三条の九第一項第一号	［略］	及び住所	、住所及び本人確認番号
［略］	［略］	［略］	［略］
第三十三条の十第一項	［略］	及び住所	、住所及び本人確認番号
［略］	［略］	［略］	［略］

2　［略］

（国会議員等となったときの支給停止の届出）

第十三条　改正前私学共済法による退職共済年金及び旧私学共済法による年金である給付（退職を給付事由とするものに限る。）（以下この条から附則第十五条までにおいて「改正前私学共済法による退職共済年金等」という。）の受給権者は、厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する国会議員又は地方公共団体の議会の議員（以下「国会議員等」という。）となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、事業団が当該受給権者に係る第三号から第五号までに掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

一　［略］

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
第三十三条の七第一項	［同上］	及び住所	、住所及び基礎年金番号
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
第三十三条の七第二項第一号	及び住所		、住所及び基礎年金番号
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
第三十三条の八第一項第一号	及び住所		、住所及び基礎年金番号
第三十三条の八第二項	［同上］	及び住所	、住所及び基礎年金番号
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
第三十三条の九第一項第一号	［同上］	及び住所	、住所及び基礎年金番号
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
第三十三条の十第一項	［同上］	及び住所	、住所及び基礎年金番号
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

2　［同上］

（国会議員等となったときの支給停止の届出）

第十三条　改正前私学共済法による退職共済年金及び旧私学共済法による年金である給付（退職を給付事由とするものに限る。）（以下この条から附則第十五条までにおいて「改正前私学共済法による退職共済年金等」という。）の受給権者は、厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する国会議員又は地方公共団体の議会の議員（以下「国会議員等」という。）となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、事業団が当該受給権者に係る第三号から第五号までに掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

一　［同上］